

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消し等
根拠法令及び条項		介護保険法第１１５条の１９
所管部課係名		いきいき健康部介護保険課介護給付・事業者係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 法令により具体的に規定し言い尽くされているため
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）